今回のテーマ：　外国子会社からの配当～中国子会社の場合～

外国子会社が日本親会社に配当をおこなう場合、現地の税制等に注意する必要があります。とくに、進出企業の多い、中国子会社からの配当についての取り扱いは、つぎのとおりです。

1　配当支払のスケジュール

中国の会社の事業年度は、一律、自 1 月 1 日至 12 月 31 日です。

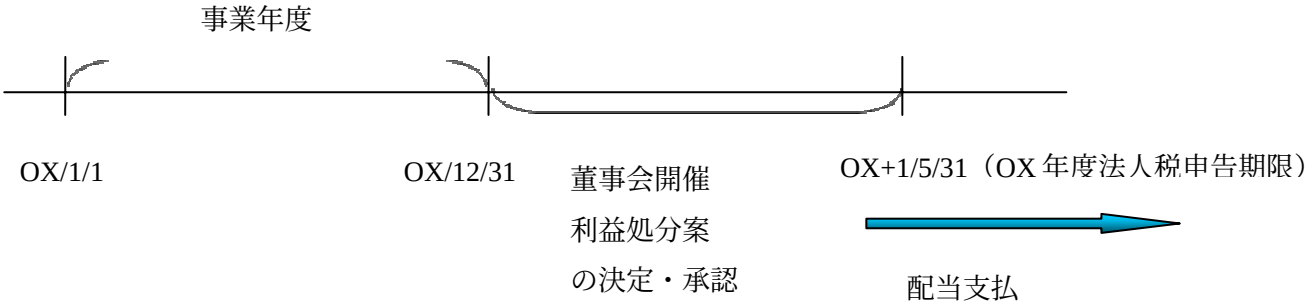

2　中国子会社の配当可能限度額

配当可能限度額＝税引後利益－「三項基金」

「三項基金」	用　　途	積　　立　　額
備 蓄 基 金	欠損の補てん・資本金への組入れ	税引後当期純利益の 10%以上、資本金の 50%に達するまで
企業発展基金	技術改良・設備投資・増資	任意
従業員奨励福利基金	従業員の福利厚生・年度末賞与・労働組合の団体福利厚生など	任意（但し、積立目的とした用途以外には使用不可）

3　配当に係る源泉税

中国では、2008 年 1 月 1 日に新法人税法が施行されました。日本親会社が当該新法人税法施行前に留保された未処分利益からの配当を受取る場合は免税ですが、2008 年以降に発生した利益からの配当については中国で 10%の法人税が課税されます。

4　配当の海外送金について

配当の海外送金については、保税区、輸出加工区域外にある会社の場合は、送金に必要な書類を銀行に提出し、送金します。保税区、輸出加工区域内にある会社の場合は、送金に必要な書類を、銀行に提出する前に、中国外貨管理局への届出が必要です。通常、申請当日に許可が下ります。

お見逃しなく！

日本では、2009 年 4 月 1 日以降開始事業年度から、海外子会社からの配当は、配当金額の 95%部分が益金不算入とされます。しかし、源泉徴収された外国所得税等は、全額損金不算入で、外国税額控除の対象外にもなりません。